

## 岡山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成29年6月14日（水）午後3時

### 第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

### 第3 出席委員

#### 1 委員（五十音順）

石田晶則委員，岡崎紀子委員，上村茂仁委員，小池覚子委員，志田原信三委員，清板芳子委員，高崎和美委員，田仲信介委員，野口正行委員，平松敏男委員，前川真一郎委員，山本忠司委員

#### 2 オブザーバー

高田禎子事務局長，前田直之首席家裁調査官，長谷川健作首席書記官，高瀬雄二事務局次長

#### 3 事務担当者

南森弘三総務課長，林隆也総務課課長補佐

### 第4 議事の要旨

#### 1 開会

#### 2 所長挨拶

#### 3 新任委員等挨拶

#### 4 報告

総務課長より，前回の意見交換のテーマ（職員採用広報）に関する報告として，採用広報担当者として若手職員2人を起用したこと及びフェイスブックに裁判所の仕事の魅力を伝える動画を掲載したことについて説明した。

#### 5 意見交換等

「成年後見制度の利用促進について」をテーマに，別紙のと通りの意見交換が行われた。

6 次回の期日の決定，意見交換事項（テーマ）の決定

(1) 次回の開催日時

平成29年10月18日（水）午後2時30分

(2) 意見交換事項（テーマ）

家裁調査官の仕事や他の機関との連携について

7 閉会

(別紙)

## 岡山家庭裁判所委員会議事概要

◎委員長，○委員（委員長を除く。（ ）は，家庭裁判所委員会規則4条の何号の委員であるかを示す。），△事務担当者，□オブザーバー）

◎委員長

それでは意見をいただくということになりますけれども，その前に，今の説明でかなりたくさんの方が情報があったと思いますけれども，何か御質問等はございますか。

○A（2）

後見人を選んだ後は，裁判所はどんなふうになっているのでしょうか。後見人を選ぶ話だけをするのか，選んだ後の話もするのかが，ちょっと。どちらかというところまで話なんですかね。

○B（4）

基本計画そのものは，後見人を選ぶまでの社会システムの構築のところと，選んだ後，構築されたシステムの中で支援をしていきたいと思いますというもので，その中で裁判所とも連携をしましょうということだと思っておりますけれど。

○A（2）

後見人を選んだ後は事件はあるんですか。

○B（4）

あります。例えばA委員に成年後見が開始されたとします。そうしたら，どなたかが後見人に選任されます。それで，A委員が回復するか，お亡くなりになるまで

は監督をずっと続けていくということになるので、事件は終わらないです。

○A（2）

担当者は特定されているのですか。

○B（4）

それは庁によると思いますが、岡山家裁の本庁であれば、一応の特定はされていますが、非常にたくさんの数があるので、そのときの順番で当たった人というようなことになることもあるし、いわゆる民事裁判の事件ほど特定性はないかもしれません。

○C（1）

後見や保佐といった類型がありますけれども、これは後見人が選ばれた場合に、対象となる方が、また状況が変わってくる場合がありますね。変わってきても同じ後見人が続けるということで解釈していいですか。

○B（4）

認知症の程度が進んだり、あるいは回復した場合には、その都度、その状況を判断して後見の方が保佐になったり、保佐の方が後見になったりということはあります。

それから、例えば最初は遺産分割があったから弁護士を選んだけれども、終わったから、後は親族の方が引き継ぎましょうというふうに、選んだ後見人をバトンタッチしていくということもあります。

○C（1）

例えば、誰かの後見人になったとします。その方が財産を持っていて、その財産

を使わせてもらいたいという家族なり親族なりがいた場合に、本人が判断できないので、この方が、例えば1000万円持っているので、200万円ぐらいは娘の結婚資金に出してやってもいいだろうなどということ判断するということですね。

で、その方を保佐するということは、その方が、いや1000万円のうち200万円を出していいんだろうかとかというふうに自分で判断できないときに、サイドから中立的な意見を述べて後見人の決断をサポートするというふうなイメージでいいんですか。

#### ○B（4）

そうですね。分かりやすい例でよく言われるのが、御家庭で同意をしておられる後見が開始された方について、介護ベッドが必要になったから介護ベッドを買いたいのですが、介護ベッドにはランクが上から下まであります。そのときに、どれがいいでしょうという問題が生じます。そうしたら、この方の身体状況からするとこのレベルは必要ですという援助、サポートが必要だし、この方の財産状況や収支の状況から見たら、この金額以上は後が大変だよという助言をするサポートも必要ですが、そういうことについて家庭裁判所はお答えできない。そこで、そういうことを、それぞれの専門分野の方がサポートして行って、御本人のために適切な介護ベッドが買えるようにしましょうと、そのようなイメージを持っていただければいいかなと思います。

#### ○D（1）

その介護ベッドをどういうふうにしようかというのを、医師が、この方の身体状況がこういうものであって、進行性だから、今これぐらいのものを買うのなら、先を見越してこれぐらいのいいだろうと、そういう、その専門家に意見を求める判断を後見人はするということなんですか。

○B（4）

後見人が悩んだときに、地域連携ネットワークの中でそういうアドバイスを受けられるようになればいいだろうということです。

○D（1）

ネットワークの中で、どの協力者を求めたらいいかとか、そういうのは。

○B（4）

それは中核機関が担うことになります。中核機関にこんなことがあるんだけど相談すると、ここに聞いてみてくださいとアドバイスができます。

それが地域連携ネットワークの中核になる機関のイメージですね。

◎委員長

ネットワークというのは、福祉とか保健とか医療とか、その他の専門家とか、そういった方々がチームになってやるものですから、いろんな相談に乗ってもらえるというところはあるんですね。

○E（1）

そうですね。私は直接は関わらないんですが、知り合いの医師が関わっていますね。

○F（1）

逆に、後見人になる人が不正を働かないかどうかっていうことを疑われないようにするには、ネットワークに言って、正しい判断での金額であるとか、そういうことを相談するほうが安心じゃないかというふうに思うのですが。

じゃないと、高いベッドを買ったけど、その半分は使ったんじゃないのかとか疑

われることもあるでしょうから。そういう金銭面で疑われたりすることから自分を守るためにも、ネットワークに保証してもらったほうがいいんじゃないかと思いません。

○A（2）

ただ、実際やったら、数がすごくてできないです。あればいいなというイメージは分かりますけどね。

○F（1）

ネットワークをつくっても、マンパワーの問題で回らないということですか。

○B（4）

既に回っていません。回していかないといけないと思いますが。

○A（2）

それはやっぱり予算をつけなければできないと思います。予算をつけずに、ネットワークを作りなさいって言われても、どこからお金が出るんですか。弁護士会にしても司法書士会にしてもお金をもらっているわけではなくて。お医者さんでも、民間のドクターだったら同じですよ。

○E（1）

特に市民後見なんか、なかなか厳しいんじゃないかなというふうに思うんですね。私も頼まれて研修会に出たりするんですけども、やっぱりかなり大変ですね。

専門職の方でもやっぱり相当大変で、私も後見をお願いしたケースが何件かありますけど、本当にハードですね。非常に難しい判断を迫られますので、これはちょっと一般の人にどれぐらいお願いできるんだろうというのは本当に思います。

○A（2）

常識があればできると思うんですけど、やっぱり後見人は法定代理人と言われますね。法定代理人なんです。だからその人の権利擁護というか、その人に帰属することを全部自分が持っている状態なんです。それなのに、市民後見人さんに対して無償の原則ですとはとても言えません。

だから少しでもいいから、やはり予算をつけてサポートしないと。そのネットワークをどこがちゃんとスポンサードするのか、社会福祉協議会っていても、なかなか大変だろうとは思いますが。ネットワークがいけないって言うんじゃないですよ。ネットワークは必要です。それは私も同感です。

○D（1）

決断するということは、人間にとってものすごく重い作業で、ストレスのかかる問題ですから、自分に関わることだとおさら決断がしにくくて、他者であるという前提の方があっさりと決定できるというところもあるのかなとも思いつつ、市民後見人ということを考えていたんですが、じゃあ市民後見人として、その役割を考えると、あるいは市民後見人になる動機というか、どういう喜びを感じることができるとか、そういう人の心理を考えると、どんなことが考えられるのでしょうか。

○A（2）

市民後見人をされている方の話を聞いたことはあります。やっぱりやりがいがおありなんだなと思います。

○D（1）

市民後見人の役割と、ボランティアでお手伝いをする方とでは違う部分があり



ますよね。

○A (2)

後見人については、困難を乗り越えさせてあげる喜びというか、達成感というか。

○E (1)

そんなに難しくない人であれば非常に簡単なんだと思うんですけど、なかなか大変な人は大変なので。例えば、認知症患者約700万人全員の後見人をつけるとすると、対象となるのは15歳から64歳の年齢でしょうから、それは大体7000万人なんですね。だから10人に1人が後見人にならなきゃいけない、市民後見人にならなきゃいけない。数的にもかなりハードルが高いし、おっしゃったようにこれをボランティアで賄えるのか、課題が非常に大きいなというふうに思います。

○F (1)

根本的な質問ですけど、後見人って1人じゃないといけないのですか。

○A (2)

法人もいます。

○F (1)

後見人同士がお互いにチェックしたり管理しないと。例えば、自分が後見人になるに当たって絶対ネックになるのは、やったことが本当に正しいと評価されるかどうかだと思います。不正をやっているのではないかと思われたくないんで。

それってそんなに責任があるなら、絶対になりたくないなって思いますよ。だから、二、三人で1人の人を後見すれば話し合うこともできるし、こういうネット

ワークに相談に行くとアドバイスをもらえるようにしないと、お金の話は別としても、自分だけの判断に委ねられる責任感っていうのは、とても正直無理だろうなと思います。だから、増えないのも仕方がないのかなと思います。ですから、そういうふうなサポートをしてあげたり、後見人の負担を減らす方法を考えないと、後見人を増やすとかシステム化するのは難しいのかなというふうに思ったんですが。

○E（1）

私、高梁市に関わっていたことがありますけれども、高梁市なんかは、市が音頭をとって研修をして、市内の司法書士さんと市民後見人と組んでやってらっしゃる。

○B（4）

法人の中では、市民後見人と専門職は必ず一緒にやっていたのが現状だと思います。

○D（1）

誤解しているのかなと思うんですが、何となくお金があったり、財産があったり、土地があったりする方の、その財産を守ってあげるっていうことが、家裁の仕事だと思ったんですが、そういうものではなくて、その方が福祉をどう利用するかとか、権利をどう守ってあげるかというのが、後見人のほうとどっちが多いんですか。

○B（4）

どっちが多いと言われると何とも言えませんが、全くお金がない方ももちろんありますけど、生活保護ですと、年金プラス生活保護だけで住んでる方も結構おられますね。

○G（1）

裁判所の方が、後見人の監督を1年に1回するとかいう話があったんですけど、後見人が増えるということは、裁判所でそうやって監督する人がどんどん増えていくということで、それがマンパワー的にはどうなんですか。

○B（4）

先ほどE委員がおっしゃったように10人に1人になってしまったら、裁判所の職員がみんな寄ってたかってやっても何もできないぐらいなんじゃないかなと思うんですが、やっぱり将来的には、この地域連携ネットワーク的なものが監督の何割かを担ってくれないとできないかもしれないと個人的には思っているんですが、とりあえず、まだそこまでの段階には達していないので、できる限りの努力はしていきますというところです。

○E（1）

その後見人の負担の軽減というか役割分担がありますよね。身上監護と財産管理に分けるとか。これはそれぞれ、その人によって、やったりやらなかったりですかね。

○B（4）

弁護士などの専門職と親族の方を2人選んで、専門職の方は財産管理をやって、親族の方は身上監護をやるというように権限を分ける場合もあります。いろんなケースによって、親族の方の財産管理をお願いしますという希望で決まる場合もあれば、親族の中にはやっぱり多少の紛争もあるから、誰か1人に任せられないということもありますし。

○E（1）

身上監護がかなり大変ですから、ここをしっかりとやってくれば財産管理は結構楽になるのかなと思います。ですから、身上監護をしっかりとサポートできる人が見つけられるが見つけられないかで、後見人の負担とか、やってみようかという人の数も変わってくるのかなという気もするんですが。

○A（2）

実際やってみると、身上監護の人も、やっぱり契約書にサインしたり、お金払ったり、そうなるんですよ。契約やお金を払うのは財産管理担当だといっても、その場にはいないわけでしょう。ということは、財産管理をしている私なんかは、やっぱり行かざるを得なかったり、市民後見人さんだってお金を使わないとできないし、結局は両方重なってうまくいくというか、うまくいくときは両方やるときなんですよ。分けても絶対うまくいかないんですね。

で、両方やるということは負担も多いわけですね。市民後見人さんは、お金を触りたくないから、身上監護だけしますと。しかし、現金で払わないといけないものもあるので、やっぱり実際には小口の現金を持ってもらって、家計簿つけてもらって、こちらは大口のお金を持って、家計簿について2か月に一度打ち合わせをしましょうとってチェックするというような、そんなやり方をしていますね。

○B（4）

この基本計画の中では、それぞれの地域の実情で、例えば市民後見人をどうしても増やさなければいけないのか、そうでもないのかといった実情によって変わってくると思うんですね。この岡山県では、県北のほうは専門職が少ないし若い人も少なくて親族にも頼れないから、市民後見人を育成しないといけないみたいな話が出てくるのかもしれないですよ。地域でどのように計画して、どう養成していくかということは変わってくるのかなと想定はしているんですが。

○F（１）

例えば、私が後見人をやれと言われると、多分仕事の関係で絶対できないだろうなと思うんです。だから一般の普通に仕事をしている人は、すごく難しいという気がして、実際に市民後見人やっている人ってどんな人なんでしょうか。

○A（２）

大体、仕事をリタイアした人です。

○F（１）

結局、そういう人たちにターゲットを絞った流れですよ。民生委員をしている人だとか、保護司をしている人だとか、そういうところにはいかないと、一般市民に働きかけても、それは難しいでしょうね。それを指しているんだと思うんですけど。だから逆に、こういう人たちにターゲットを絞って研修を受けるようお願いするみたいな。

○A（２）

岡山県は、そんな感じでやっているんですよ。

○E（１）

社会福祉協議会の研修会に来られている人は、そんな感じの方だったり。

○A（２）

今、成年後見ネットワーク懇談会が中心になって岡山県社協が養成講座をやっていて、その講座を受ける人たちは、各地域の社協から募集に応じて来てらっしゃる。そういう人は大体福祉施設に勤めていましたとか、会社を辞めたところですか。

○F（1）

そういう何かこうターゲットを決めればどうかなと。

◎委員長

別に質問に限らず，御意見でも結構だと思うんですけど。さっきの説明にあった基本計画に基づいて取組みがされているわけですけども，それについて何かあれば。例えば，こういうことはもう少しちゃんと用意してやるとメリットを実感できるんじゃないかとか，そういう御意見があれば。

○A（2）

御意見をいただきたいことの中で，家庭裁判所の果たすべき役割というのは，広報的な観点ではマンパワーがいるんですけども，そういう年に1回の市民に向けたいろんなオープン行事の場で，成年後見を取り上げるのもいいかもしれないなと思ったりします。

以前，地域で成年後見の話を聞く機会があって，そのときにある本職さんが来て，自分の財産を守りたかったら法定後見なんか絶対したらいけない，自分なら自分の信頼できる人を養子にするみたいな話をされたことがあるんですけど，やはり市民の中に誤解があると思うんですね。あるいは知らないことがあるので，それを家庭裁判所が解説してくださるということはとてもいいことだと思うんです。やっぱり後見人の選任に直接関わってらっしゃいますし，監督の場面では大変な場面を見ておられるので，それを踏まえた話を。弁護士が話をすると，やっぱり業界の宣伝だと思われそうですし。家庭裁判所がそういうオープンな場で話をされることは，行事としてはいいんじゃないかなと思います。

○F（1）

後見人をしている人たちの意見で、こういうやりがいがあるんだとか、こういうところが大変なんだけど、こういうシステムがあるから助けてもらえるとか、具体的に分かりやすくするのがいいのかなと。

私ら素人からすると、そういう人が実際に、これはこういうことなんで社会の役目としてやらざるを得ないみたいなことを言ってもらったりするのが説得力があるかなと思うんですけどね。

○B（4）

後見人になった方のやりがいって話が出ているんですけど、後見制度を受ける御本人さんがメリットを感じられる制度にしていかなきゃいけない。

○D（1）

少し戻るんですが、認知症患者が700万人になったとしても、家族がいて後見人を必要としない人もいると思うんですが、その家族がいながら後見人を必要とする人を減らすってことも考えられないのかなと思って。後見人を必要とする人を減らしていくっていうか、つまり、家族とかそういう方たちが親の後見をする力をつけていってあげるというような。例えば、後見人を必要とする人と家族が離れているような場合に、家族の後見力を高めてあげるとか、そういう方法は考えられないですかね。

○B（4）

法律的には、後見を開始すべき状態の人は、すべからく開始すべきだということになっているんですよね。だから、おっしゃるように、この制度を利用すべき状態にあるのに利用してないでやってこられた御家族はきっと多いだろうということなんですよね。

○D（1）

利用すべきなのにしてない人がいる。じゃもっと後見制度を利用してくださいという一方で、後見人が足りないと言っているから。

○B（4）

そうです。もっと利用すべきなのが原則です。

○D（1）

しかし、足らなくなる。引き受ける人が大変で。

○B（4）

なぜこの制度が利用されないんだろう、こんなに利用者が少ないんだろうということが出発点なんですね。本来、この人数比からいったら、法律的には増えるべきなのに。そんなに利用されていないのはどうしてなんだろう。

○E（1）

今後は利用者が増えてアップアップとなってきたときには、やっぱりセレクトして、これは利用しなくてもいいかもしれないとか、あるいはもうちょっと軽い形態でできないかとか、そういうことにはならない。

○B（4）

今の3類型の中に大体収まってくるはずですから。

○E（1）

それにしても、例えば、だまされて高い物を買わされたりとか、こういうのは、やっぱり後見人が間に入ってもらわないとまずいことなんですね。その辺がしっか



りしていれば、ちょっと認知症があっても、何とか近所の人が見られるかもしれないと思うんですけど、どういう形の支援が入れば後見までつけなくていいかとか、そこまでまだ議論が進んでいない。

○B（4）

例えば、重度の障害者がいて、障害のある子供さんを抱えている御家族の方とかはこの制度を利用しなくても、ちゃんと財産を管理して守ってくれる人がやってきたんですけど、それが、施設に入っているとかなった途端に、この御本人は協力者がいないんだから、この支援を使わなきゃいけないということになって、全国的にすごく申立てが増えたという時期があります。法律的には後見開始が原則なので、だから、今おっしゃったような方向で、認知症にならないように予防しようということが必要だとしても、実際は、後見を利用して財産管理をしないといけない状態なのに、家族の中で何とかまかないましようという方向性はあるのかもしれないですね。

○D（1）

先ほど、認知症患者が700万人になったら、支える人の10人に1人が後見人の役割をすることになるという話がありましたが、近所に困っている人がいたら、親戚がみんな集まって守ってあげましようというようなことになり近い状況になるのかなという感情を抱いたんですね。

ということはやっぱり、例えば極端なことを言うと、岡山に住んでいる私が後見人の役割をしていて、北海道にいる父親は誰かに後見してもらっているっていうふうな、そういうことも起こり得るってことになるんですかね。

○A（2）

みんなそうです。

○B（4）

おっしゃるように、近所のみんなが支える中で、ネットワークにつながって、この人には正しく後見人をつけなきゃいけないというような仕組みが出てきて、ちゃんと法律的な手当てができるというのが、おそらく理想としている社会なんだろうと思うんですね。

○A（1）

問題は、要するに貯金の解約なんですね。本人が分からないものを近所の方がキャッシュカードで出せるけど困る、それもあるし、実際に遺産分割協議になると、本当に、親族が活着ている間に勝手に出したんだ、その額が1000万円だったとかいう問題はいっぱい出てきて、それは裁判所としては、そんなことほっといて送り返さないでいいとはとても言えないと思います。

○F（1）

先ほど、きちんとした後見人がいないと使えない仕組みとか制度があると言われましたけれども、結局、本人と家族が後見人制度というものを知り、有効性を知り、その制度がないと無理なこともいっぱいあると、そういう仕組みがあるんですよということを知識として持っていないことが原因だと思うんですね。結局それが一番大きいと思います。僕らも知らないですから。そのような知識は、家裁委員になって初めて知ったところがあるので。

ですから、社会に後見人としての経験を同時に伝えないと、先ほどおっしゃったように、後見人を増やした挙句、マンパワーが足りなくなったら、それはそのときに考えましようみたいな流れになりつつあるので、その辺も変える必要があるかなど。

○E（1）

実際、特に認知症の方に後見がつく場合は、例えば、地域包括支援センターにつながって、ちょっとこれはまずいんじゃないかということになって、そこから家族に連絡してつながってるという感じが多いんですかね。

○A（2）

地域包括の人はしてくれているとは思えない。していないと思います。

○E（1）

どうせサービスをつけるわけですから、その辺のところでもうちょっと知識を持ってやってくれると違うのかなとか。なかなか一般の方に言っても、特に若い人は、まだ親が元気だと実感としてないので、あんまりそういう気にはならないのは確かですので、実際に介護保険を使うようなときに。

○A（2）

最近の私の体験では、私が後見人をしている人が病院から施設に移ったら、うちの施設は後見の申立てを促進することを掲げています、この方が初めてですと言われました。でしたら、これから知ってもらって、使ってもらったらいいですよという話をしたんですけど、それはそのとおりだと思います。障害を持っている方がもう20歳に達しているのに、そのまま親が面倒を見ればいいのか、家族がすればいいのか言っていたのが、いよいよそれじゃだめだっということが一番分からなきゃいけないのが施設の人たちやサービス業者ですので、その人たちに分かってもらうというのはいい方向ですよ。

○F（1）

例えば、認知症とか精神疾患と診断された人に、必ず後見人をつけるようにし

ましようとな強制的にすることはできない。

○E (1)

そうですね。強制的には。

○F (1)

強制じゃないけど、アドバイスの的には。

○E (1)

でも助言したりとか、話をしたりはします。

○F (1)

結局、判断は病院で診断してからということになるので、そこで、確実に拾っていくというか、アドバイスするっていうことがまず必要だと思うんですが。

○E (1)

精神科の医師は、割とそういうことに慣れてきているんですが、一般の内科の先生も認知症患者を診察しないといけなくなっているんですけど、そこがどうかっていうのは確かにあるかもしれませんね。

○F (1)

後見人を増やすとか知識として知らせるというのであれば、結局こういう診断がされた人ということですから。

○E (1)

そういうことですね。

○F（1）

そういうところでの病院での

○A（2）

医療機関での公募ですね。

○F（1）

そうです。家族も含めてこういうことがありますよということで希望者を拾っていくのが、全然関係ない場所で拾うよりはいいと思います。

○A（2）

笑い話ですけど、この間、被保佐人さんが緊急搬送されたので病院に行きました。そしたら、「後見人」と書いてあるので、いや私は保佐人です、後見人じゃないんですと言ったら、ドクターが、「じゃあ本当の後見人はどこにいるんですかね」と言われて。ああそうなんだ、医療機関の方は分からないんだと思って。保佐人というのはまだまだしっかりしている方についているだけだから、保佐人がいるということは後見人はいないんですという説明が必要だったんですね。そのときに、やっぱりもっと説明が必要だなというのは思いました。

○F（1）

仕方がないですね、やっぱり。

○E（1）

そう思います。医師会というのは大事かもしれません。

○F（1）

話は違うかもしれませんが、例えばH I Vの患者を見つけるには、駅でビラ配りをするんじゃなくて、H I Vの患者さんを見つけたらその患者さんの友達を拾っていく方が確率が高いのと同じように、やっぱり病院で精神的疾患や認知症の確定診断を受ける人を確実に拾っていくみたいなやり方をしないといけないと思います。

○A（2）

それは、その後見人がついたことによって医療機関がメリットを感じるような制度にしなくちゃいけないと思います。

○G（1）

相談機関の窓口に「こういう制度を利用したらどうですか」という御案内をするとしたら、例えば、遠くに住んでおられる1人暮らしの認知症になりかけたような方について、都会に出ている子供さんが心配だから何かいい方法はないだろうかといった相談があったときに、相談機関側も制度案内と内容の説明ができるようにしないといけないと思いますが、そういったときに、遠く離れている人が地元の適切な後見人をどうやって探せばいいのかという点についてはどうなのでしょう。

○B（4）

どの役所でも、後見人が絡みそうだなと思ったら情報提供するということになると思うんですが、中核機関というものができたら、そこに集約していけるというシステムが必要でしょうということを国が考えているんですね。

○F（1）

さっきの話では、後見が必要な人たちを拾えそうな場所で働く人たちが後見に

関する知識を持っていて、後見制度をどんどん勧めてほしいということと、中核機関で管理することによって、それに簡単に対応できるような仕組みを作るということですよね。

○B（4）

理想としてはみんな分かると思うんです。実際にこれから5年後に岡山でも作らないといけないので、テーマにさせていただきました。

○D（1）

まだ若い人たちにとっては切実ではないけれども、世の中に後見制度というものがあって、親のためにそれを利用することができるんだということをきちんと伝えていくことも必要だけれども、ただ現状で、もし後見を必要とする人が倍増したときに、どこにも相談できる場所がないので、5年後ぐらいには作れるようにしましょうという提案なんですね。

○A（2）

非常に言いにくいんですけど、普通、有料老人ホームに入ったら月18万円ぐらいかかるんです。20万の年金もない人も多いんですよ。

一方で、後見人は毎月お金の管理をして身上監護もしてというのでは、月2万円ではプロはできないんです。老人ホームに入るお金が賄えないからどうしようと思っている人に、あと月二、三万円いるんですという話をした途端に、もう逃げ回るとというのが現状なんですよ。

○B（4）

今のお話は、専門家を後見人にしたときの報酬のことですか。

○A（2）

そうです。当然ながら弁護士等は事務所を維持していますからね。だから市民後見人ということになるんだとは思いますが、市民後見人は無報酬だとしても、市民後見人が安心して後見業務をできるようにするには、やっぱり予算をつけないとだめだと思います。

後見制度支援事業があって、市町村長が申し立てて後見人になった人で、お金がない人には上限月2万円の報酬を援助してくれるんですよ。ただ予算が小さいので、行政ができるだけ使わないようにしていますけど、その予算を国がつけていくことによって、生活保護の人であってもできるということですよ。

○F（1）

予算というのは何ですか。

○A（2）

例えば中核機関を作るというのであれば、そのためのお金をどこがつけるのか。ネットワークを作らしようといっても、出張旅費はどこが出すんですかという話です。

○F（1）

運営資金であるとか。

○A（2）

そうです。今、岡山では後見ネットワーク懇談会が動いていますが、これはもう手弁当でやっています。中核機関用については今後具体化していきますから、予算はついてくると思うんです。あとは私たちが声をあげて、どれだけ大きな予算にしてもらおうかということだと思います。



○F（1）

ネットワークなり中核機関なりに予算がついてしっかり機能してくれると、一般の後見人もそこに頼ることができるので、やってみようかなという気にもなるけど、先ほど言ったように、責任はあるけど相談する場所のはっきりしないと言われるのが一番やる気を無くすので。ネットワークや中核機関づくりを5年後にやろうというんですよね。

○B（4）

5年後を目途に、それぐらいまでにはちゃんと市町村に中核機関を作るようにしましょうということで計画されていますので、広島管内では、7月初旬に政府が説明の機会を設けるということになっています。

○A（2）

他の県内では、権利擁護支援の動きの中で社会福祉協議会もあるし、権利擁護センターというのを作っているようです。NPOの権利擁護センターもあったり。

○B（4）

たぶん、各市町村が自分のところにある仕組みが使えるんじゃないかと考えて、それぞれに計画を立てていくんだと思います。

○H（1）

岡山市の担当課に聞いたんですけど、市町村では、司法の関係機関を市町村が作るというのがなかなかイメージできないというところで、また担当してる部署も高齢者や障害者といういろいろ分かれる中で、そういう権利擁護という視点で窓口や相談機関を作るということについては、まだ手探り感が強いようで、できれば司法の

方で、それぞれの基盤に応じてこういう形なら弁護士会や司法書士会，社会福祉協議会と関わりますよというような，何かモデル的なものを示すこともしていかないと，市町村は大変なんじゃないかなと，そんな感じはします。

後見人を増やしていく方法は幅広くしていくにしても，やはり後見人への支援をどうしていくかということはこれから求められてくることだと思し，そのためのサポートの仕組みをきちんと作らないといけないという議論だと思うので，そうすると，中核機関というか市町村のサポートもどこまでしていいのかということもポイントになってくるような気がしました。

○E（1）

中核機関は市町村が作るんですか。

○B（4）

行政ですね。

○A（2）

直営又は委託等により行うと書いてあります。

○E（1）

でも，一応作るのは市町村ですね。

○B（4）

裁判所の立場でおたくの市はこういうふうにしたらいいですよとかいう問題ではないと思っているんですね。ただ，こういうのを作ったらどこに連携してもらいますかとか，あるいは専門職と連携する途中で何か意見がありますかといったような，そういう意見交換はできると思いますが。これについては，これからいろんな

ところで考えていただく必要があるのかなと思います。

○E（1）

大きい市はそこで何かができると思うんですけど、例えば小さい市の場合は複数でやるとかということだったら、県が指導するとかいう話も出てくるかもしれませんが、県がどう関わるのかというのは、ちょっとイメージがつきにくいというのがあって、その辺が何か曖昧のまま話が進むことになっちゃうのかなと思います。

○B（4）

4月に関係部署の方をお呼びして、特に大きな役所ということで岡山市と倉敷市には御参加いただいて、県を交えて意見交換をしました。

また、県が7月の国の説明会に参加されて、その後どんな進展があったのか、家裁として何かお手伝いできることがあるかということは確認しようと思っているところです。やっぱり行政なんで、縦割りなところがあって、もしかしたらそれがネックになるかもしれませんが、でも、その縦割りの中でも、やるべきサポートができてるところもきっとあると思うんですね。何か考え方をちょっと変えればうまくいったりするのかなと思っています。

○E（1）

今の話だと、社会福祉協議会が中核になるのが一番分かりやすいような感じはするんですけど。

ただ、県も社協も、たぶん予算の制約があって、もうちょっと予算がないと、なかなかしっかりと機能はできないんだろうなと思います。

○B（4）

ネットで検索したりすると、もう既に条例を立ち上げてやっている自治体があ

って、進んでいるところは進んでいるんですね。何かその辺も、県や市町村がチェックしながら参考にしてやっていったらいいかなと思います。

○ I (3)

専門職と市民後見人の役割分担を、後見人を選任するときに決めるのはどうなんでしょうか。

○ B (4)

先ほど申し上げたように、財産管理は専門職や法人、身上監護は市民後見人という形が多いかと思えますし、法人を後見人に選任して、その法人の中に市民後見人の方がおられて、身上監護の役割もされているということもあるように聞いています。

○ I (3)

専門職を使う以上、お金の問題はクリアできないかもしれませんが、事務負担の低減ということで、例えば、保護観察官と保護司みたいなモデルで、成年後見では日常的な支援などの事務的なものは市民後見人にやってもらって、専門職は例えば2か月に一度それを監督するとかというようなマンパワーの振り分けというのはできないものなのだろうかと思いますが。

○ B (4)

なるほど。今のシステムだと1件につき後見人を1人選任するシステムですが、例えば、5件それぞれに市民後見人が5人ついているけど、この5件について法人なり専門職が見るといったような。そこの費用はこの5人分で賄えばいいと。そういうことですかね。

○ I (3)

そうです。

○ B (4)

そうですね、そういうことも考えていかないといけないかもしれませんね。

○ A (2)

私は、生活保護費の中に、認知症患者の財産管理支援という生活補助の費目をつくるべきだと考えてます。やっぱり後見が必要な生活保護受給者が、だんだん増えてきていて、ケアマネージャーさんもすごく困ってらっしゃるんですね、今。在宅の人を支援しているんだけど、御本人の生活は乱れている、認知症の症状もかなり出ている。生活保護だから、とても広域に頼めない。かといって市民後見が頼めそうなネットワークもない方なので。だから、私はネットワークのための予算もつけなきゃいかんと思ってますし、やっぱりそういう困窮者が認知症になったときの財産管理の給付というものは、難しいですが、やっぱり最低限は行うべきだと思います。安くてもいくらかが制度で出せれば、職業団体いわゆるプロも、安いから受けないとかじゃなくて、やっていける。それもなかったら、やっぱり弁護士は維持できないかなっていうふうに思っています。

○ B (4)

ちょっとお聞きしますが、介護保険の制度が変わって、そこから専門職の費用みたいなものは出るようになったんですか。

○ A (2)

絶対考えられません。介護のことですから。介護保険は非常に利用できる範囲は狭いです。例えば、私どもは後見人として被後見人さんに少しでも社会で暮らし

てほしいから、例えばお買い物に行けるときはヘルパーさんと一緒にお買い物に行ってほしいと考えます。しかし、お買い物についていく費用は、介護保険では出ないんですね。障害者には移動支援とかがあるらしいんですけどね。ですから、非常に範囲が狭いので、制度設計としてやっぱり介護ではないんですよね。財産管理だと思う。

あるいは後見用に新しい費目をつけて、老いた後の健やかな生活のための予算がついてたら、本当に裁判所も安心して選任できると思います。裁判所もそういう事情があるから、本当に苦慮されてると思うんです。報酬も出ないようなことを誰にしてもらおうと苦労されてると思うんですよね。

#### ◎委員長

他に何か御意見ございませんか。ちょっとこの問題、非常に深い問題がありますし、いろんな観点でも考えなければいけないことが多々あるものですから、なかなか非常に難しいテーマでもあるんですが。

#### ○A（2）

検察官の話は面白かったです。給料をもらっている公の人が監督をする的な。確かに老いた後の健やかな生活に行政として寄与することも可能は可能かもしれませんがね。

確かに保護観察官がいてくれるから保護司さんは本当に無償でもして下さるんですよね。最後は保護観察官が手伝ってくれるという気持ちがあるから。

#### ○I（3）

専門的な援助がありますからね。

#### ◎委員長

ありがとうございました。そうしましたら、そろそろこの意見交換会を終わらせていただいてもよろしいでしょうか。

本当に貴重な意見をいろいろいただきまして、ありがとうございました。